

平成27年6月号

e~ろうむ.net  
(いい労務)

連絡先：〒160-0023  
東京都新宿区西新宿4-1-10-205  
社会保険労務士事務所NKサポート  
電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744  
e-mail：info@e-606.net

## 平成26年の労働災害発生状況と発生防止の取り組み

### ◆労働災害発生数が前年を上回る

厚生労働省が平成26年の「労働災害発生状況」を公表し、死亡災害は1,057人(前年比27人・2.6ポイント増)、死傷災害は11万9,535人(同1,378人・1.2ポイント増)、重大災害(一度に3人以上が被災)は292件(同48件・19.7ポイント増)となり、いずれも前年を上回る結果となったことがわかりました。

以上のことから、同省では「第12次労働災害防止計画」(平成25~29年度)の目標である、「死亡災害、死傷災害の15%以上の減少」の達成に向けて様々な対策を実施するようです。

### ◆労働災害の概要と動向

死亡者数が多い業種は、建設業377人(前年比10.2ポイント増)、製造業180人(同10.4ポイント減)、次いで陸上貨物運送業132人(同23.4ポイント増)となっており、発生状況は、「墜落・転落」による災害263人(同1.1ポイント減)、「交通事故」232人(同0.4ポイント減)、「はさまれ・巻き込まれ」151人(同14.4ポイント増)となっています。

また、死傷者数が多い業種は、製造業2万7,452人(同1.4ポイント増)、商業1万7,505人(同4.0ポイント増)、建設業1万7,184人(同0.03ポイント増)となっており、発生状況は、「転倒」2万6,982人(同4.3ポイント増)、「墜落・転落」2万551人(同1.8ポイント増)、「はさまれ・巻き込まれ」1万5,238人(同0.2ポイント減)となっています。

一度に3人以上が被災した重大事故の発生状況は、「交通事故」147件(同19.5ポイント増)、「中毒薬傷」50件(同22.0ポイント増)、「火災高熱物」14件(同133.3ポイント増)となっています。

### ◆労働災害防止のための取り組み

事故の発生で最も死傷者数の多い転倒災害は、休業4日以上の2割以上を占めているため、平成27年1月から「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を実施し、6月の重点取組期間にチェックリストを活用した巡視点検の実施指導が行われます。

また、交通事故による労働災害は業種を問わず発生していることから、業種の特徴に着目した対策を施し、全国安全週間(準備月間)において警察機関と連携して安全対策の周知を行います。

さらに「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」をスローガンとして、厚生労働省、都道府県労働局から事業場に対して、業種の特性に合った積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけるなど、様々な取組みを展開していくようです。

## ご存知ですか? 雇用保険給付金の申請期限が過ぎても申請可能に!

### ◆申請期限が過ぎても...

育児休業給付金や介護休業給付金をはじめとする雇用保険の給付金について、支給申請をしたものの、「申請期限が過ぎていて給付を受けられなかった」ということはありませんか?

しかし、これからはそういった心配やミスはなくなりそうです。

### ◆時効完成までの期間であれば申請できます!

これまでは、雇用保険の受給者保護と迅速な給付を行うために、申請期限を厳守しなければなりませんでした。今年4月より、申請期限を過ぎた場合でも時効が完成するまでの期間(2年間)については申請が可能になりました。

ただ、申請期限内に支給申請をしないと、通常より給付金の支給が遅れる場合や、雇用保険の他の給付金が返還になる場合もありますので、原則、申請期限内に支給申請を行うことが大切です。

### ◆申請期限が過ぎていて給付が受けられなかった場合は?

以前に給付金の支給申請を行ったにもかかわらず、申請期限が過ぎたことで支給されなかった場合はどうでしょうか。

この場合についても再度申請をし、その申請日が給付の時効の完成前で給付金の支給要件を満たしていれば、給付金は支給されます。

該当する方はいないか、確認してください。

## ◆対象となる給付は?

雇用保険の各給付のうち、下記のものが対象となります。

<対象となる給付>

高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金、一般教育訓練に係る教育訓練給付金、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費

## 6月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

1日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

○労働保険の年度更新手続の開始 <7月10日まで> [労働基準監督署]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

○特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

30日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]